# 開発協力適正会議 第9回会議録

平成25年4月23日(火) 外務省新庁舎7階講堂

### 《議題》

## 1 報告事項

- (1) 平成24年度ODA第三者評価結果の概要及び平成25年度ODA第三者評価 実施予定案件の報告
- (2) 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」について

# 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ミャンマー「緊急リハビリテーション・改善事業」プロジェクト形成(有償)
- (2) ミャンマー「中小企業育成及び農業・農村開発ツーステップローン事業」 プロジェクト形成 (有償)
- (3) インド「ウッタラーカンド州森林資源管理事業」プロジェクト形成(有償)
- (4) ジンバブエ「ニャコンバブロックA灌漑計画」プロジェクト形成 (無償)

## 3 事務局からの連絡

#### 午後3時00分開会

### 1 報告事項

- (1) 平成24年度ODA第三者評価結果の概要及び平成25年度ODA第三者評価 実施予定案件の報告
  - 小川座長 それでは、時間になりましたので、第9回「開発協力適正会議」を始めさせていただきたいと思います。早速議題に入らせていただきたいと思います。まずは外務省からの報告事項をお願いしたいと思います。「(1)平成24年度ODA第三者評価結果の概要及び平成25年度ODA第三者評価実施予定案件の報告」ということで、こちらについて外務省大臣官房ODA評価室から御報告をお願いしたいと思います。
  - 事務局(大貝) ODA評価室長をしております大貝でございます。よろしくお願い申し上げます。お手元の資料の別添1でございまして、平成24年度ODA第三者評価の評価結果の概要と平成25年度ODA第三者評価の実施予定案件の2つが御説明の資料となります。
    - 外務省におきましては、ODA評価の専門性の向上という観点から、2011年1月からODA評価室長を外部から登用いたしておりまして、私がその2代目を務めさせていただいております。また、独立性確保の観点から、同じく2011年4月に同室を国際協力局から大臣官房に移管をいたしております。そのような背景の下で、当室では年間8件程度の政策レベルを中心としたODA評価を実施しております。これらの評価はその客観性の確保というような観点から、一般競争入札によりまして選定をされました外部有識者及びコンサルタントが1つのチームを作りまして評価を行うという、いわゆる第三者評価として実施をさせていただいております。
    - 本日は昨年度、平成24年度に実施しました8件、国別が4件、その他4件ということになりますが、評価報告書が完成をいたしましたので、この会議の場をお借りして、御報告をさせていただきたいと思います。それぞれ全体はこのような報告書1冊ずつができておりまして、これが8分冊あるという感じになっておりますが、お手元に資料としてお付けをいたしましたのが、評価結果の概要を取りまとめたものということでございます。時間の関係もありまして、この場で各案件の詳細に入ることは差し控えさせていただきますけれども、各評価結果及びそれらを踏まえた御提言をいただきまして、各種気付きの点等を御指摘いただいております。これらの評価結果は今後、外務省及びJICA関係者に周知をいたしまして、主要な提言に係る対応策を策定してもらい、そのフォローアップをしていく所存でございます。また、アカウンタビリティの観点から、この評価結果は明日以降速やかに外務省のホームページに全文を掲載させていただく予定にしております。御関心がありましたら、是非ご覧いただければと存じます。また、ハードコピーの報告書も若干余部がございますので、もし御希望等がございましたら、当室まで御連絡をいただければ、御送付をさせていただきます。
    - もう一枚の紙ですけれども、こちらが本年度の実施予定案件になっておりまして、本年度も8件を対象にさせていただく予定でございます。具体的には国別として、 ラオス、スリランカ、コロンビア、重点課題別といたしまして、防災協力イニシ

アティブ。そして、スキーム別といたしまして、貧困削減戦略支援無償、セクター別ということでベトナムの都市交通セクターへの支援。その他ということで2件ほど、アフリカのミレニアムビレッジ・イニシアティブへの支援、開発人材育成及び開発教育支援の評価ということで、計8件でございます。それぞれ選定に際しましては、援助の重点国の中で過去に国別評価の実績がないという場合とか、あるいは前回の国別評価を実施してから一定程度時間を経過しているというような国。また、重要な課題、セクター、スキーム等につきまして、省内に広く意見を求めつつ、選定をさせていただいたところでございます。今後は連休明け頃になろうかと思いますが、本年度評価案件につきましては、入札のプロセスに入っていく予定にしております。

今後も引き続きODA評価の適切な実施に務めていく所存でございます。以上でございます。

#### (2) 「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」について

- 小川座長 どうもありがとうございます。ただいまの御報告について、委員側から何 か御意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それで は、続きまして「(2)戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)について」とい うことで、外務省JICAから御報告をお願いしたいと思います。
- 〇 事務局(本清) 外務省開発協力総括課長の本清でございます。よろしくお願いいた します。
  - 別添2「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」ということでお配りさせていただいておりますが、昨年もこの時期にこの会議の場で御報告を申し上げたとおり、外務省とJICAとの間で戦略的・効果的な援助の実施に向けた取組を進めてきておりまして、その進捗について公表させていただいているところでございます。今般、PDCAサイクルの強化に向けた取組をさらに進捗させたということでございまして、この第3回の改定を行ったので、改めて報告をさせていただいております。
  - 2ページ、ポイントとしては、今日御参加いただいている松本委員にも行政事業レビューに昨年御参加いただきまして、昨年の行政事業レビューでは専ら貧困削減無償について御議論をいただいたということでございますけれども、無償資金協力についてもいろいろな客観的な指標を導入するようにというような御指摘をいただきまして、これについては先般この会議でJICAさんの方から御報告を申し上げたとおり、従来プロジェクトごとに個別に検討していった数値目標を体系化して、類型ごとに標準的な数値目標を設定するということで対応させていただいております。
  - 貧困削減戦略支援無償及び国際機関連携無償についてPDCAサイクルはどう回すのかについてですが、貧困削減戦略支援無償についてはここの場で、適正会議で御報告を申し上げたとおりにやらせていただいているということでございますので、これについては例えば6ページの⑤貧困削減戦略支援無償のPDCAサイクルの導入についてということで書かせていただいております。NEWという形で書かせ

ていただいております。これ以外に御指摘をいただいている国際機関連携無償については、昨年11月に外務省の国際協力局内にタスクフォースを設置いたしまして、本年度から改善策の運用を開始しているところでございます。具体的に内容としては、国際機関の手続を尊重しながらも、必ずしも統一されていなかった外務省とJICAさんの体制手続を見直して、案件形成から実施に至るまで標準的な業務フローを策定したというものでございます。案件の実施管理については各部署、JICAさんが行っている場合もありますし、国際協力局もいろいろな国際機関を担当しておりますので、それぞれの役割を明確にした上で統一的なフォーマットをつくって、ファローアップシートを導入することとしました。

- もう一つの大きなものが4段階評価の導入、同じページの⑥で書かせていただいているところでございますけれども、昨年の行政事業レビューで2段階評価で成功率97%という非常に高い率で御報告をさせていただいたのですが、それは余りにも高過ぎて信頼性に欠けるということでございましたので、この指摘を踏まえて、7ページに円グラフで書かせていただいておりますが、国際的な評価基準に基づいて4段階評価を導入しました。Aについては「非常に高い」、Bについては「高い」、Cについては「一部課題がある」、Dについては「低い」という分類でやらせていただいております。
- また、言わずもがなではございますけれども、この改訂版の中でも本日の開発協力適正会議については継続ということで書かせていただいておりますが、これについては、我々はPDCAサイクルにおいて非常にこの会議は重要な位置を占めていると考えておりますので、今後とも委員の皆様から有益な御助言をいただければと、このように考えている次第でございます。

この資料に別添されている一番最後のページにある「ODA見える化の強化」、見える化サイト等については遠藤室長から御報告を申し上げます。

- 事務局(遠藤) 事業管理室長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。座ってお話させていただきます。本清課長の方から今説明がありましたけれども、この資料の別添として見える化リストを付しております。前回これを公表させていただいたときにも説明させていただいており、委員の先生方はよく御存じだと思いますので、手短に申し上げます。
  - 今回につきましても、無償資金協力及び有償資金協力の過去10年以内に完了または実施中の全てのプロジェクト、草の根人間の安全保障資金協力については平成19年度~22年度にかけて贈与計画が署名された全てのプロジェクト、過去5年ということで、そのプロジェクトを対象にそういったプロジェクトが有効性の観点からきちんとなされているかどうかということで、改めて今回調査いたしまして、それで、「効果が表れている案件」、「かつて改善すべき点があったが、現在は効果が表れている案件」、「改善すべき点等がある案件」ということで分類をさせていただきまして、この別添としてまとめさせていただいています。こちらの本文の資料の9ページの右側にございますとおり、外務省ホームページの方にこちらの資料を掲載させていただいておりまして、一応「効果が表れている案件」は多数ございますので、代表例に絞った形で掲載をし、一方で「かつて改善すべき点があったが、効果が表れている案件」、これには外部の方々から指摘を受けたけれども問題がないというものも含めておりますが、それについては全部で136件、「改善

すべき点がある案件」が外部からの御指摘を踏まえたものも含めてですが、211件全てについて現状がどのようになっていて、我々としてどのような教訓等を得るべきかということも含めて記載させていただいております。

- 以上が第1点ですけれども、第2点は、8ページの方に戻らせていただいて、この PDCAサイクル全体の中でODAの見える化を進めるということでやっておるわけですが、2011年以降JICAの方でODA見える化サイトを立ち上げて、ことしの3月末段階で1,508件については掲載を終えております。特に前回から今回変わった部分は2012年度に行った案件、実施中のものについて掲載を行ったということです。過去10年をさかのぼって全て掲載されているわけではないので、今年度末までに順次掲載していくということになっております。
- 最後の点ですけれども、9ページに戻っていただきまして、外務省のホームページに見える化リストということで改善すべき点がある案件等を掲載させていただいているわけですが、JICAの方で今年度末までに各案件、特に評価を行ったものを中心になりますが、基本的に一般プロジェクトの有償・無償(の案件)についてはJICAの方に全案件が掲載されることになります。ユーザーフレンドリーな観点からダブルで載っているのも余りよろしくないと思いますので、我々としては特に一般プロジェクト無償の方については、JICAホームページの方できちんと成果が見られるような形にストリームラインをしていきたいと思っております。一方で、外務省が実施しております草の根等の案件につきましては、引き続き外務省の方で掲載をする。ただ、今後どういう形がいいのかというのは、引き続き検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 小川座長 只今の御報告について,委員側から御意見,御質問がありましたら,お願いたします。松本委員,お願いします。
- 松本委員 松本です。どうもありがとうございます。非常にリソースもかかっているかと思いますけれども、かなり国際的に見ても高いレベルでやられているのではないかと思います。その上でさらに御検討いただきたいと言ったらあれですけれども、開発協力適正会議をこれまでやってきて、やはり毎回のように教訓のところで出てくる課題が幾つかあると思います。具体的に行くと、例えばメンテナンスとか、その設備をうまく運用するための人材不足であるとか、あるいは無償や有償と技術協力の連携であるとか、幾つか課題が出されていると思います。今、遠藤さんの方から御説明をいただいたような点と、最初に大貝さんから御説明をいただいた評価が何かうまくいただいたような点と、最初に大貝さんから御説明をいただいた評価が何かうまくいかないケースというようなものもうまく評価のスキームの中に乗せていただいて、適正会議の方にフィードバックしていただけますと、我々も毎回なぜこれはメンテナンスができないのですかという議論をせずに、なるほど、こう改善できているのだということがわかっていきますので、是非将来的にはそうした有機的なつながりも御検討をいただきたいと思います。
- 小川座長 本清課長,よろしくお願いします。

- 事務局(本清) 松本委員、大変有益なコメントをありがとうございました。もちろん、前回の会議から評価室長にこの会議に参加してもらうというのも一つの前向きな取組だと私自身は思っておりますけれども、そういったうまくいったケースを余り手前味噌的にたくさん出して、このリストもそうですが、出し過ぎるといろいろな方から、「反省するための材料をきちんと集めよ。その上でPDCAサイクルを回せるのではないか。」という御批判をいただくこともあるかと思って、少し控えてきた部分があるのですが、うまくいった部分をどういう形でケーススタディとして学ぶのかということについても前向きに考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 事務局(大貝) 私からも1点だけ。おっしゃっていただいたことは、大変ありがとうございます。私どものODA評価室で対象としていますのが政策レベル及びプログラムレベルということなのですが、JICAでやっております事業レベルの評価と私どもの評価との連携もまた非常に重要だと思っております。その辺の観点を踏まえて、JICAの事業評価年次報告書の説明会を外務省でやったり、私どもの評価の報告会をJICAでやったりということも検討しておりますので、その辺の結果もまた御報告する機会があればと思っております。ありがとうございました。

## 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

小川座長 よろしいでしょうか。他に御質問、御意見はございますか。では、よろし ければ、プロジェクト型の新規採択調査案件に入っていきたいと思います。別添3にあ りますように、事務局から提示されました案件21件がありました。そのうち、本日取 り上げます案件は上の4つです。ミャンマーの2件、インド、ジンバブエを1件ずつ、 計4案件を本日取り上げます。事前に委員側で21件全て目を通していただいて、委員 間の調整によって、この4案件を選出しております。進め方としては、前回の会合と同 様に時間の節約のため、委員の皆様から事前にいただいたコメントは書面で配布して、 説明者から口頭による紹介及び回答を行うということで御了承を願いたいと思います。 なお、一部の委員からいただいております議題外の案件へのコメントは、本会合では 取り上げませんが、外務省、JICAでしっかりと意見として受け止めていただきたいと 思います。それでは,説明者から案件の簡潔な概要と,委員の皆様からのコメントの 紹介及び回答をいただき,その後,さらに質問やコメントについて議論を行っていき たいと思います。まず、(1)のミャンマー「緊急リハビリテーション・改善事業(チャ ンギンセメント工場改修・更新計画)協力準備調査(円借款)ということで,こちら について説明者側から概要説明と事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたい と思います。よろしくお願いいたします。

# (1) ミャンマー「緊急リハビリテーション・改善事業」プロジェクト形成(有償)

〇 説明者(横山) 外務省の国別開発協力第1課の横山でございます。よろしくお願いいたします。まず、第1件目のチャンギンセメント工場改修計画・更新計画ですが、御案

内のようにミャンマーはインフラ需要がこれから旺盛でございまして、そのために重要なプロジェクトでございます。御質問に対して外務省からお答えをするものについては後ほど私から答えさせていただくとして、JICAからまず御説明をしていただきます。

- 説明者(府川) JICAでミャンマーを担当しております府川と申します。よろしくお願いします。概要書に沿っての御説明であります。こちらの案件はミャンマーのエーヤワディー地域チャンギンタウンシップということでございまして、ここにございます国営のセメント工場の改修・更新を行います。これによりまして、インフラ整備の基幹資材でありますセメントの生産能力の強化、安定供給を図ってまいりますし、工場の生産プロセスの環境負荷の軽減やセメント工場の財務負荷の改善といったことに取り組んでまいります。
  - 事業の背景に関しまして、市村委員から、このセメント工場の初期の支援国はどちらでしょうかという御質問をいただいております。一番初めにはミャンマー政府独自の資金で建設をしたものですが、その後、1980年頃、円借款でもって工場の拡張をしてございます。
  - また、横尾委員から今後のミャンマーのインフラ整備を重点的に進めていく上で、セメント需要の増加は予想されるので、この案件は迅速に進めるべきであるというコメントをいただきました。全く御指摘のとおりでございまして、ミャンマーではセメント需要の増加が予想されておりまして、例えば手元のデータで2007年に200万tだったものが、2011年には450万tまで増えてございます。この2011年の450万tというのは1人当たりにいたしますと75kgの消費量でございますけれども、例えば隣のタイでは1人当たりの消費量が400kgございます。こうした需要の増加に対応いたしまして、このチャンギンセメント工場は国営では最大の工場でございますけれども、こちらの支援を行いまして、需要に対応していきたいということで、ミャンマー側からも迅速な実施を要請されているということでございます。
  - 概要資料の2ページで、環境カテゴリーについてはBと判断してございます。JICA のガイドライン上、影響を及ぼしやすいセクター特性及び影響を受けやすい地域 には該当しないということでございまして、Bと判断をしてございます。こちらに ついて横尾委員から御質問をいただいておりますのが、CO2の排出対応等環境保全のためにどのような配慮が行われるかということでございました。今回リハビリを行う中で、このセメント生産施設は湿式から乾式、ウェットからドライへの 切り替えということを想定してございます。すなわち原料は水を混ぜて混合いたしまして、これを焼成いたします湿式から、水を使わない乾式に切り替えることによりまして、燃料効率の改善が図られてまいります。これによってCO2の削減にもつながっていくかと思われますので、具体的には調査の中で確認をしていきたいと考えております。
  - また、松本委員から過去の報告書におきまして、セメントの廃棄によります工場 従業員の健康への影響。それから、輸送用の電気機関車のスペアパーツの不足と いうのが指摘されていたはずだという御指摘をいただきました。灰の影響につい ては調査の中で確認をいたしまして、対応を考えていきたいと思います。また、 スペアパーツについては今回、実施機関から明示的に要請は受けておりませんが、 いずれにせよ輸送手段は確認しなければいけないものですので、調査の中で見て

いきたいと考えております。概要書の(7)に特記事項を記述いたしましたが、このセメント工場は燃料として天然ガスを使っております。

- 市村委員から御質問があって、パイプラインで来ているものですかということですが、そのとおりでございまして、ヤダナガス田からガスパイプラインで引いてきているものでございます。ただし、将来のことを考えて、ミャンマー政府としては石炭も使えるようにしたいということでございまして、今回の調査の中で確認をしていきたいと考えてございます。その石炭について市村委員から、二重に設備投資をするということかという御質問をいただいてございました。今のところはガスを燃料としておるのですが、将来的にガス価格の上昇等を考えました、石炭の利用の可能性も追求したいというのがミャンマー政府の意向でございまこて、施設は1つですが、燃料としてガスと石炭と両方対応できるような設備の設置を考えているということでございます。同じく市村委員から、もし石炭を使うということですと、その供給ルートや運搬方法等を具体的に確認する必要があるということですと、その供給ルートや運搬方法等を具体的に確認する必要があるという間指摘をいただいておりまして、まさにこれらの調査の中で確認をしていかなければならない項目だと考えております。
- 横尾委員から、燃料に関してだと思いますけれども、セメント産業は資源リサイクルの観点から、その役割を評価されているが、今回のケースでもリサイクルを意識した取組を行うのかという御質問をいただいております。恐らくこれはセメント工場で廃タイヤや木くずを燃料としているケースがございますので、こちらの御指摘であったかと思います。今のところはミャンマーにおきまして、廃タイヤや木くずを十分に集めることができるのか、また、燃料効率がどうなのかといったところがありまして、現時点ではその点はしていないということでございます。
- 概要書の最後のところは教訓のところでございますけれども、ネパールのセメント工場の事後評価から、工場経営者のリーダーシップの強化、各部門への人材配置が重要であるという教訓がございましたので、本事業の中でも必要に応じてコンサルティングサービスによる支援、技術協力ということを考えていきたいと考えております。この点は横尾委員から経営体制の改善、あるいは経営指導支援等を行うのかという御質問がございましたので、まさに調査を踏まえて、適切な対応をとっていきたいということでございます。

以上でございます。

- 〇 小川座長 ただいま御説明をいただきましたけれども、委員側から追加の御質問、御 意見がありましたら、お願いしたいと思います。松本委員、お願いします。
- 松本委員 ありがとうございます。大体お答えいただいていると思いますが、1999年の外務省が行った評価の中で、かなり問題を手短にまとめていましたし、その中では86年の時点でさまざまな問題点を日本政府として把握されていたということだと思います。しかし、それからもう20年近い月日が経っていて、86年のSAPSから考えて17年経っているわけですが、その間どのくらいこの工場が、例えばメンテナンス上の問題を抱えているとか、あるいはセメントの灰による健康被害がまだ存続しているのかとか、そういうことは今の段階では全く把握をされていないという理解でしょうか。

- 〇 説明者(府川) 例えば20年近い月日が経ちまして、生産能力は定格1,600ですけれども、1,050まで落ち込んでいる他、施設の老朽化が相当進んでいるということでございます。そのセメント灰の影響についても十分配慮がなされているという感じではございませんので、我々ができる限りで、そのあたりについては生産プロセスや従業員の健康管理といったところについては、アドバイスをしていくことによって改善を図らなければならないことだろうと思います。
- 小川座長 よろしいでしょうか。市村委員、お願いします。
- 市村委員 先ほど燃料として石炭とガスを両方使えるような設備を考えているという 御回答をいただきましたが、そういう工場はたくさんあるのですか。
- 説明者(府川) そういうプラントは存在するそうです。燃料の効率からいうと石炭の方がいいわけですが、ミャンマーの場合には天然ガスの方がより供給が楽だったということで天然ガスを採用していたと。ただ、今後の中長期的なことを石炭への切り替えを考えていかなければならないということが背景事情にございます。

# (2) ミャンマー「中小企業育成及び農業・農村開発ツーステップローン事業」 プロジェクト形成 (有償)

- 小川座長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして、2番目のミャンマーの「中小企業育成及び農業・農村開発ツーステップローン事業」、協力準備調査(円借款)について、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思います。
- O 説明者(府川) それでは、概要書の方でございます。本事業は中小企業、農業という2つの分野におきまして、ミャンマーの国営銀行を介しましたツーステップローンを供与することでエンドユーザーに対する小口の金融サービスを提供するという事業でございます。
  - 背景に関して、市村委員、横尾委員からの御質問をいただいおります。1つは、中小企業及び農業従事者に対するローンをツーステップで行う背景を教えてほしいということ。また、中小企業育成と農業農村開発はミャンマーの主要課題であるので、この分野の協力を重点化すべきであるというコメントでございました。中小企業の方に関して申し上げますと、現在、金融機関からの貸し出しは原則1年で、かつその担保が必要ということでございまして、中長期的な資金供給がので、かつその担保が必要ということでございまして、中長期的な資金供給がのために中小企業育成が重要課題であると考えておりまして、そのためのメカニズム作りを始めようとしております。具体的には委員会を立ち上げまして、その中で中小企業向け融資のあり方、あるいは信用格付のあり方、信用保証の整備のあり方等々、いろいろと議論をしていくという状況でございます。また、農村部では金融アクセスのない状況、あるいは高利貸しからの借り入れに依存せざるを得ないような状況がございまして、やはり国民生活向上のために農村部に対する金融

アクセスの拡大が必要であるというのが政府の方針となってございます。また、 ドナーへの支援ということにもミャンマー政府として依頼をしている状況という ことでございます。

- 概要書の2ページ目の(4)をご覧いただきますと、「他の援助機関の対応」がございます。まず、IMFが金融制度改革、関連する法律の改正に係る技術協力を実施してございまして、昨年7月からミャンマー中銀に対し、日銀出身の方をアドバイザーとして派遣しております。これから調査をやっていく中で、このアドバイザーからの御支援・アドバイスも期待できると考えております。また、世界銀行が金融分野のマスタープランを策定しようとしておりますのと、農業・農村分野ではIFCがマイクロファイナンス事業に対する支援を検討中でございます。UNDPの支援を受けた国際NGOによる中央乾燥地におけるマイクロファイナンス支援も始めております。
- 3.の(5)で環境社会配慮ですが、これはツーステップローンということでカテゴリー分類FIとしております。本事業の中で金融仲介者に対して我々は融資を行うと。そうすると我々の融資承諾の前にサブプロジェクトの特定ができませんで、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことも否定できないということから、FIというカテゴリーにしてございます。
- 最後のページ、過去の事業からの教訓のところですけれども、マレーシアで中小企業育成事業を実施いたしました。この評価の中で、複数の金融機関を並列的に介在させた案件だったのですけれども、融資対象企業及びサブローンの条件が一律限定的なものになってしまったということがございました。むしろ、ここはエンドユーザーの資金需要や規模に応じて弾力的にすべきであったという教訓がございましたので、こちらに即した案件の形成を行っていきたいと思ってございます。
- 委員からいただいたコメントについてでございます。横尾委員から、ツーステップローンというのは相手国政府や被融資機関の保証やリスクテークを前提とするので、むしろ日本政府はリスクを積極的にとるべきではないかと。従い出資の方が望ましいのではないかという御質問をいただきました。出資による支援の場合、恐らく仲介金融機関の財務基盤の強化を念頭に置いた目的とした支援になるのではないかということでございます。一方、ミャンマーの国営銀行の場合には、まず1つ目に出資はミャンマー政府が100%でなければいけないということがございますので、それ以外の出資ができないということ。また、目的といたしましては、貸出原資に当たる資金が必要ということで、これは融資による対応の方が妥当なのではないかと考えてございます。
- 市村委員から、我々が貸し付ける資金との返済期間とのミスマッチ、または返済時の為替リスクについて御質問をいただいてございます。今回、我々は40年という期間の資金を貸し付けることになります。これが先方の政府金融機関のファンドの中に入りまして、そこから数年のタームで貸し付けが行われると。数年で貸し付けますので、その回収が行われて、それがまた新しい貸し付けに回るということで、リボルビングファンドという形をとってまいりますので、我々が供給する資金というのは、言わば半ば40年間固定の資本的な位置づけでございまして、そこから数年タームの資金貸し付けにつながっていくということでございます。また、為替リスクについては、これは最終的にはミャンマー政府がリスクテーク

- するということでございまして、これは他の借款案件も同じでございますので、 そこに対するミャンマー政府の認識はもちろんございます。
- 高橋委員からいただいた御質問が3点ございまして,1つはカンボジアの事例のよ うに、金融機関の成長にのみこのツーステップローンがつながって、農民はその 負債に苦しむようなケースがあるのではないか。そうすると貸付機関に対して, どのようなメカニズムで適正な指導を行うのかという御質問。それから、同様の ケースかと思いますけれども,タイのBAACローンと呼ばれます過去JICAがツー ステップローンで協力していた農業協同組合銀行がございますけれども、そこの インパクト調査が行われたと。その中でタイの農家が多大な借金を抱える結果に なっていたのではないかと。したがいまして,そういう構造的な負のインパクト を与えるような事業に対して、未然にどのような対策を講じるのかという御質問 です。3つ目に貧困削減という観点から、このツーステップローンを供与するので あれば、多数のステークホルダー、すなわち農民に対する詳細なモニタリング調 査が不可欠だろうと。それは誰がどのように行う計画なのかという御質問をいた だいております。比較的近い御質問かと思いますので,あわせて松本委員からの コメントでございますけれども,タイのBAACの教訓も洗い出して反映するべきで ある。例えば末端の借り手である農民は援助だという意識であまり返済を考えな かったり、あるいは貸し出しを増やすために余裕のある農民らに借り入れを勧め たり、結果としてバイクやテレビ等事業目的にかなわない消費財の購入に充てら れたのではないかという御質問をいただいてございます。これについてですけれ ども、今、ミャンマーの農村部では、農民は市中金融機関へのアクセスが低くて、 農業機械や肥料のために必要な資金調達ができないと。その結果,効率的な農業 ができない状況に置かれてございます。また、農民は市中金融機関へのアクセス がないことから、必要な場合には高利貸しから高金利で資金を借りざるを得ない 状況になっているという状況と理解しております。こうした状況を改善するため に、本事業の中では仲介金融機関経由で比較的譲許的な条件でエンドユーザーに 対する資金を貸し付けるスキームを検討したいと考えております。農業の方につ いて言いますと、1つ候補になる金融機関として、ミャンマー農業開発銀行、MADB というものがございます。ここは既に小規模かつ比較的譲許的な条件で農民に対 する資金の対応をやっておりまして、マイクロファイナンス的でやっているとい うことでございます。こちらの貸し付けは無担保で連帯保証というようなことで ございまして、連帯保証による農民相互のモニタリング機能も期待されておりま す。ただ、消費財の購入といった借り入れ目的外の使用、あるいは多額の借金負 担にどれだけ効果的なのか。この辺については調査の中でしっかりと分析をして いく必要があると考えてございます。エンドユーザーに対するモニタリングの必 要性は御指摘のとおりでございまして、調査の中で具体的な方法について分析を してまいりたいと考えてございます。BAACの事例を洗い出しまして、エンドユー ザーに対する経済的,社会的な負の影響をいかに回避する仕組みをつくっていく のかも御指摘のとおり,よく検討してかなければならないと考えてございます。 例えばJICAの方で実施した関連の2000年の調査でございますけれども,教訓とし てBAACによる農民に対するクライアントサービスの充実ですとか,あるいは BAACの審査能力の向上といったことも指摘されてございます。今回の調査の中で、 こうした既に出ている教訓を含め、いかに過去の教訓を事業に反映できていける

のかを検討してまいりたいと考えております。

■ 人材育成という観点から、横尾委員、松本委員から御質問をいただいております。専門家を派遣して、金融技術指導を行うことを前提とすべきであるという御指摘。また、ミャンマーではツーステップローンの経験があるのかと。今回、環境カテゴリーはFIでございますけれども、サブプロジェクトの審査やモニタリンクが難しくなってまいりますので、そうした業務を担える実施能力も人材育成に組み込む必要があるという御指摘でございます。我々の把握する限り、JICAとしてはミャンマーでツーステップローンを実施した経験はございません。マイクロファイナンスという意味では、UNDPやIFCが支援を実施ないし検討していると承知をしてございます。御指摘のとおり、ツーステップローンですとサブローンの審査やモニタリングのための仲介金融機関の十分な審査能力、管理能力が重要になってまいります。JICAとしてはこれらの能力向上のために借款資金を活用したコンサルティングサービスを実施する、あるいは技術協力を提供するといったところで仲介金融機関の努力向上を行っていきたいと考えております。

長くなりましたが、以上です。

- O 小川座長 ただいま御説明がありましたが、委員側からさらに御質問、御意見がありましたら、お願いします。高橋委員、お願いします。
- 高橋委員 高橋です。ありがとうございました。実は私は1997年~1998年までBAAC のインパクト調査を、農村に1年間滞在しながら、なぜ農民が借金を抱えるのかという 観点から調べたので、今日はそれに基づきながら幾つか質問をさせていただきます。 幾つかはもう既に答えていただいてはいるのですが、改めて大元のことを質問させて いただきたいと思います。
  - 1つは、まずこれは枠組として中小企業と農民を対象としたマイクロファイナンスと一緒になっているようなのですが、これは果たして一緒にできるものなのかどうかということが疑問に思います。農業を対象にした金融は必ずしも産業、中小企業を対象にした金融とは同じようなロジックでは進まないことが多い。何しろ農業自身が自然を相手にしていますから産業的な活動とは違う。むしろ、逆に言うと、産業的な形で農業を進めていこうとすると、いわゆる近代農法でもって農業を進める形になる。つまり、農村金融が農業の産業化を後押ししてしまう。あるいは、さお差してしまう可能性があります。そして結果として借金をふやしていくことが多い。つまり、資本主義的に金がかかる農業を進めていくことになる。ですから、根本的な考え方として、農村金融と中小企業支援の2つを一緒に扱っていいのかということが1つ大きな疑問としてあります。
  - 2つ目には、農村金融の導入でインフォーマルな街金とか金貸しが果たして駆逐されるかというと、私がタイで見た限りにおいては、むしろ彼らの仕事がふえました。つまり、農村金融の導入でお金が回ってくることによって、インフォーマルな金貸しはむしろもうかって喜んでいるんです。ここら辺の問題、農村でお金の流量が増える一方で、BAACとの関係を維持するために農民は無理をしてでもこの銀行にお金を返していく。その結果として彼らはインフォーマルからの借金を溜めていきます。そして、その過程において、様々な目に見えない暴力的行為がたくさん行われていくんです。想定される被益者の数が多い農村金融であっても、

末端でのモニタリングが必要で、社会配慮をちゃんと進めていかないと、むしろ援助したことで農民にボディーブローのように悪影響を与え続けることを懸念しているので、この2点を質問させていただいた次第です。

- 説明者(府川) ありがとうございます。1点目に関しましては、実は中小企業と農業はたまたま同じタイミングで上がってきたものなので、1本にまとめているということでございまして、調査自体はそれぞれ別に行っていくので、何か中小企業的要素も農村開発の方に無理やり合わせようということを意図しているのではないということでございます。御説明が足りなかったと思います。すみません。2つ目の点につきましては、これは調査の中でしっかり制度設計をやっていきますということに尽きますが、バークの例ということで御指摘があるわけですが、委員の御指摘のような影響があったということ。我々が事後評価を行っていく中では、やはりプラスの影響というものもいろいると確認がされております。例えば世帯当たりの所得の向上ですとかいった点も確認ができております。大変難しいプロジェクトなのだと思いますけれども、そこは過去の教訓もよく踏まえて、制度設計をやっていきたいと思っております。
- 説明者(横山) 高橋委員から重要な御指摘ありがとうございます。BAACによって 街金の仕事がふえた等々とのことですが、そのような問題が生じるとすると、恐らく このスキームだけの話ではなくて、このような問題についてどういうようなレギュレ ーションをきちんとやっていくのか。これは別途、マイクロ金融政策として先方の当 局がやるべきことだと思いますので、そういうことについてもあわせて先方政府と話 し合って、こういうような問題が起きないように先方に申し入れていくかと、そうい うことかと思っております。そういう面でも努めてまいりたいと思っております。
- 〇 小川座長 よろしいですか。
- 高橋委員 もう一点だけ。そういう借金の問題を未然に防ぐ方法はですけれども、大きな銀行が直接農民に貸し付ける形だと構造的に色々な困難があることを申し上げたい。例えば、銀行の側にとって農村への道路アクセスが悪いとかいろいろな意味で悪条件がある中で貸付をするためには、貸倒引当金がどうしても高くとったり、いろいろとコストがかかり、金利が上がるんです。そういう金融的対策よりかは、銀行と農民の間にひとつコミュニティレベルでの組織、協同組合とかそういったものを間に挟んで、それをどう育てるかによって間接的な支援とし、農民自身がそういった借金に陥っていくのをコミュニティレベルでヘッジしていくような仕組みをつくっていくことが必要だと思います。
- 〇 小川座長 松本委員,お願いします。
- 松本委員 関連しているのですけれども、これはどのくらいの規模でやろうとしているのかが非常に気になるところです。今のまさに高橋委員のところとつながってくるのですが、最初から相当規模でお金を投じるというのは、我々はリスクのことばかり言って恐縮ですけれども、リスクが大変高くなる。やはり少しトライアルなところから始まって、今、高橋委員が話したような仕組み作りとかをどこか地域を決めて始め

- て、少しずつ広げていくような発想を是非してほしいと思いました。
- 説明者(府川) わかりました。ありがとうございます。
- 小川座長 私からもコメントをしたいと思います。高橋委員から最初に指摘をされた問題ですけれども、これは向こうで専門金融機関、中小企業を専門に貸し出す金融機関とか、あるいは農業金融機関みたいなものが存在しているのか、していないのか。もししていないのであれば、そういうところの技術協力をして、そういう準備をした上でツーステップローンで貸し出しをしていくと、先ほど資金がどこに行くのかわからなくなるということは防げるかなと思います。それをやることによって、ミャンマー自体の農業金融とか中小企業金融が発展するのではないかと思います。カテゴリーの分類でFI、これはどこに貸し出せるかわからないということで、それが事前には防げないというお話ですが、例えば日本で日銀が成長分野にお金を銀行に貸し出すときに、成長分野に貸し出すことを条件に日銀は貸し出しをやっています。ですから、これは工夫すれば、ある程度はあるところに特定できるのではないか。ただ、と言っても、それを地区性で違うところに回すことをやられたら、それはだめだと思いますが、一応事前にそういう手立てのやり方はいろいろあるのではないかと思っております。ですから、ここは全くできないと考えるのではなくて、調査されるときに工夫をされたらどうかと思います。他はよろしいでしょうか。もし何かあれば。
- 説明者(府川) 今の1点目のところをどうもありがとうございます。是非検討してまいりたいと思います。2点目のところは済みません。私の説明が悪かったのですけれども、FIになった根拠について読み上げました。我々がやるべきことは金融仲介者がきちんとガイドラインに沿った仕事をやっていくように、我々はそれを確保していくというのがJICAのマンデートにあるということでございます。
- 小川座長 荒木委員, お願いします。
- 荒木委員 一言で言うと、具体的なイメージがわかないのがこういう金融援助だと思いますが、もう少し上流から下流の流れをもっと整理して一般にわかるように、局面、 局面でそのお金がどう流れていくかというのを示していただければ、すぐにわかると思いますが、これは中小企業にしても農業にしても農村支援にしても、具体的なプランはこれからということですか。
- O 説明者(府川) まだこれから調査の中でしっかり制度設計をやっていくということでございます。先ほど松本委員から御指摘があった規模のお話等も、どれだけの資金ニーズがあって、どれだけ運用能力があるのかを見極めながら考えていくということになってございます。
- 荒木委員 一番怖いのが、やはり銀行の金融力をつけるというところだけに一時的に とどまってしまって、その流れが詰まってしまうことが一番怖いので、そこのところ はもう少しはっきり、流れた先のお金のところまで把握していかなければ、高橋さん が言ったような末端の農民にどう流れていくかというイメージがわかないです。

- (3) インド「ウッタラーカンド州森林資源管理事業」プロジェクト形成(有償)
- 小川座長 他はよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。続きまして、3 番目の「インドのウッタラーカンド州森林資源管理事業」、協力準備調査(円借款)について、説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いしたいと思います。
- 説明者(徳田) 外務省国際協力局国別開発協力第2課長をしております徳田でございます。インドのウッタラーカンド州の森林事業でございますけれども、対印ODAは日印の党間関係の重要な柱でありますが、中でもその円借款は対印ODAの枢要な部分でございまして、インド側からも高い評価を得ております。インドに対しましては、これまで経済成長の促進、貧困削減、環境問題等の改善といった分野を重点的に実施してきているところですが、今回の森林セクターといった事業も環境問題の改善の一環として、円借款を通じて最近5年間だけでも5件実施しているところでございます。今回の御提案させていただいた事業に関する事前の委員からの質問に対する回答につきましては、JICAの方から説明をさせていただければと思います。
- O 説明者(松本) JICA南アジアの松本でございます。案件概要をちょっとだけ触れまして、質問に対する回答を述べさせていただきます。
  - 本事業ですけれども、インド北部のウッタラーカンド州におきまして、住民参加型の植林を含む森林保全活動、農民中心ですけれども、生計向上活動及び森林局の活動基盤整備強化を実施することを通じまして、森林生態系の保全と地域住民の生計向上の改善を図るというものでございます。御案内のとおり、インド自体は森林面積は非常に低い状況でございまして、世界の平均からしても、それを下回るということでございます。今回の事業対象地域のウッタラーカント州は、北部の砂漠地帯に属しておりますけれども、北部でヒマラヤに近いのですが、インド政府はこのような山岳地帯においては森林被覆率66.5%を目標しておりますが、実際の被覆率自体は45.8%というような状況でございます。また、同州は貧困率が高くございまして、全体の4割が貧困層ということで、これはこの州に限らず、インドでは貧困層の農民にとっては森林資源は重要な収入資源でございまして、そのために往々にして過剰伐採、あるいは家畜の過放牧ということで、森林が荒らさせるということでございます。今回この森林保全活動によりまして、その生計向上の手段も図るという内容になってございます。それでは、御質問、コメントに関しての御回答でございます。
  - 順不同でございますけれども、横尾委員のコメントからです。環境保全に貢献する上で途上国の過度の伐採を関しし、森林保護を進めることは意義深いということでコメントをいただいております。御質問でございますが、大統領が借入人になっている。その意味することは具体的に何かということでございます。これはインドの特徴でございますけれども、従来、有償資金協力をインドが受け入れる場合の借入人は大統領になっております。これはインドの憲法53条ですが、連邦

- 政府のいわゆる実施パワーを大統領に委任している関係で、同じく憲法292条で大統領が議会の定める限度内で借り入れ及び保障を行うということを定めておりまして、過去の円借款は全て大統領が借り入れているということになっております。
- 続いての御質問ですが、植林の収入構造がよくわかりませんと。どのように資金 を回収するのか。事業の性格から無償資金協力がふさわしくないかということで ございます。これは植林事業自体は確かに収入構造がわかりにくい側面がござい ます。簡単に申し上げますけれども、今回の事業は植林のコンポーネントが主要 なポイントになっておりますが、植林されまして、木にもよりますが大体5年~15 年経ちますと,いわゆる実際の生育された材木として売れる環境になります。そ れを森林局と住民組織が共同で売却いたしまして、換金される。それが収入とな りまして、一部は森林局に入りますけれども、住民組織の方にその収入が入ると いうような内容になっております。また、5年~15年に木が育つ間につきましても、 1つは植林作業自体に参加した農民,住民に対しては手当が払われるということも ございますけれども、木が育つ途中で例えば枯葉、薪、炭等、その間でもこの事 業で参加する住民組織が適宜加工して売ることによりまして,副林産物ですけれ ども、その収入が得られるということで、そこからの収入もあると。そういう意 味での生計補助ということになります。実際にインドに関しましては、過去10年 間でも10件以上,森林に関する有償資金協力をやっておりますが,基本的には州 全体を対象として規模が非常に大きいということと、森林保全活動でございます が,経済活動という側面は,先ほど申し上げた収入を伴う経済活動ということで, インド政府の方が円借款を借りてやりたいという要請でやっているものでござい ます。
- 次の御質問ですが、技術指導支援が必要だと。具体的にどのような支援を計画し ているかということでございます。これは幾つか支援の種類がございますけれど も、1つは森林保全活動の詳細計画につきます技術支援ということで、これは他の 州での現在実施している円借款でもそうですが、まず対象地域の選定をするに当 たって、どのような基準でやるか、実際に住民組織が参加するのですが、住民組 織のニーズの把握。それから、実際にいろいろなタイプの木を住民と協議して決 めていくのですが、その場所に適したどのような植栽なり材木なりが適している かということに関するアドバイスといったところが1つございます。今回は生計向 上活動が1つのコンポーネントでございますので、 特にウッタラーカンド州はメデ ィカルプラントといいまして、薬用の植物、立ち木が豊富でございますので、そ れに付加価値をつけて、どのように売るかといったマーケティングとか、実際に ビジネスの関係のコンサルティングサービスにつきましても技術支援を予定して おります。もう一つが村落開発活動ということで、実際は参加した住民組織がイ ンドでマイクロプランと呼んでおりますが、小さな村落あるいは住民組織が自分 たちでどのような植林活動,先ほどの副林産物を使った活動をしていくかという プランをつくっていくのですけれども,そこのプランにつきましては,基本的に は外国のコンサル担当ではなくて、地元のNGOと協力しまして、NGOにファシリ テートをしてもらって、そのようなプランの作成をするということで、このよう なことも技術支援の一部に入ることになっております。御質問として,我が国が 進めるCO2の二国間オフセット・メカニズムも対象にならないかということでご ざいます。確かにこれはCO2の削減に資するということでございますけれども、

- この二国間オフセット・メカニズム自体は二国間で対象となる分野をはじめとするルールやガイドラインを定めて、合意文書に基づいて行われると理解しておりますが、現時点で私の知っているところだとモンゴルとバングラディシュにつきましては話し合いが進んでいるようでございます。インドにつきましては、協議は始まっておりますけれども、まだ進捗はない状況でございますので、公式なメカニズムの中での対象にはまだなれないということでございますが、今の時点では森林分野もその対象に入るということで協議をしていると聞いております。
- 続きまして、高橋委員のコメントでございます。事業の背景と必要性の中で、ウ ッタラーカンド州では国及び州政府事業として州民参加による森林管理を実施し てきているとあるが、具体的にどのようなものということでございます。これは ウッタラーカンド州の森林局の方が住民組織を作ります。これはエコ・ディベロ プメント・コミッティというコミットの名前で呼んでおりますけれども,住民あ るいは農民を委員会の構成員といたしまして、住民参加型、これは森林局と住民 組織が共同で天然林の保護管理をするとか、森林パトロール、これは防火活動で すけれども、それから実際に枯葉の採取、活用等につきましてのコンサルティン グを住民参加のもとに実施するということでございます。一部商品化事業等もや っているということでございます。次の質問ですが、同じセクションで農耕可能 な土地が限られるため、土地を持たない農民や小規模農民の貧困層において森林 資源は重要な資源となっているとあるが,土地や森林に対する農民の権利環境は どうなっているか。環境法等による使用の権利はどこまで認められているかとい う非常にいい御質問をいただきました。ウッタラーカンド州の森林地でございま すが、法律上は2つのカテゴリーがございます。1つがいわゆるリザーブド・フォ レストでございます。これは日本語だと保留林と呼ばれておりますが、基本的に は伐採とか耕作、採石等が禁止される厳しい制約が課されるべきと。もう一つが プロテクト・フォレスト、これは保護林ですけれども、これは採取、狩猟等が適 宜認められるということです。実際に前者のリザーブド・フォレストがウッタラ 一カント州では7割を占めておりまして、それ以外が基本的にはプロテクスト・フ ォレストですが、個人の所有地、いわゆるプライベートのオーナーという意味で は全体の0.5%がそうなっておりますということです。法制上ですけれども、先ほ ど申し上げたプロテククテッドフェレストの方は一部伐採等が認められておりま すが、そこにつきましては森林局あるいは管轄の主体で、インドですとパンチャ ヤートですけれども、村落の行政体が一部その住民組織に伐採の権利を与えて、 あるいは枯葉の採取を行わせているということでございますが,実際にインド側 から出ているレポートでは、不法伐採といいましょうか、実際に従来からそこに 根づいて,森林と不可分の生活をしている森の民と呼ばれますが,その方々はリ ザーブド・フォレストの中でも採取をしたりしているということでございます。 そこにつきましては、どのような慣習法に基づいてやっているかとか、実際に違 法伐採はどの程度あるのかということにつきましては、今回の調査で明らかにし たいと思っております。
- 続きまして、松本委員のコメントでございます。森林資源に依存している住民生計スタイルの転換は、しばしば生計手段の損失につながる。ウッタラーカンドはチプコ運動で有名であり、住民の森林とのつながり、資源の劣化につながる背景的な要因。いわゆる住民による過剰伐採や過放牧等は直接的原因過ぎないことが

多い。十分調査する必要がある。その上でできる限り住民の森林資源とのつなが りを絶やさないようにすることが重要であるということでございます。最初にこ の事業の内容として,生計向上手段として副林産物の活用ということを申し上げ ましたが、極端な言い方ですと、決して森林とのつながりを絶って、別のそうい った商売を始めるとか経済活動をするということではございませんで、あくまで 現在の森林保全をなるべく強化しながら、森とのつながりはそのまま維持しなが ら、できれば過剰伐採とかそういうことを避けて、より付加価値をつけた副林産 物の商品化をしまして,生活の糧とするといったものでございますので,基本的 にはチプコ運動で述べられているような森林保全,有機栽培の促進といったとこ ろにつきましては、同じような考えでできることがあるかなと思っております。 チプコ運動はNGOのナヴダニヤというところが活動していると思いますが,具体 例でいきますと、先ほどの有機栽培の一部ということでございますが、果物の飲 料、マンゴーラッシーとかですけれども、そういったことをなるべく郷土の森林 資源を使って商売に使っているということもございますので、このような活動に ついては今回の事業でも参考にさせていただいて,なるべくその精神につきまし ては協調できる、協同できるところにつきましては、取り入れていきたいと思っ ております。

- 続きまして,市村委員のコメントでございます。本事業を人労支援の観点から実 施するのであれば、無償で行う方が効果的ではないかというコメントでございま す。これは確かに無償で一定程度の植林を行うというのは通常ある援助の形態か と思っておりますが、今回の場合は先ほど申し上げましたように、1つは規模の関 係でウッタラーカンド州全域を対象とするということと,森林保全活動がメーン でございますが、植林した後の材木の売却等の一部収入を伴う、さらに貧困層の 方の収入向上を行うという経済活動も含まれておるということで、そういったこ とで従来から有償資金協力で実施しているということでございます。そういう意 味では、人道支援の要素はもちろんございますけれども、今、申し上げたような 内容でインド政府の方からは有償資金協力でやってほしいという要請が上がって いるものでございます。次の御質問が、なぜインドで森林事業を行うのかという 御質問でございます。背景,必要性のところでインドの森林被覆率が低いことや 実際に日本政府の方がインドでの環境保全を支援の重点分野に置いていたことが ございますので、それに見合った形でインドの要請に従いまして、JICAとしても 有償資金協力で過去10年間でも先ほど申し上げたような10件以上の森林事業を行 ってきた次第でございます。実際にインドの場合の森林事業としては,現在はイ ンドの森林被覆率は23.8%ということで、これはわかりやすい例ですけれども、 日本の国土の2倍くらいの森林面積がございます。これを例えば10%上げると日本 の国土一国の森林の面積が増えるというような、国の規模が大きいものですから、 そのような解釈にはなるのですが、そういった意味で世界の温暖化といったとこ ろでの貢献につきましても、このインドで行う環境保全は貢献するのではないか と理解はしております。また、どうしても森林保全と貧困層の対策が不可分にな っておりますので、いわゆる全世界の貧困層は恐らく3割がインドの貧困層と言わ れている中で,このような森林保全活動と貧困対策を行うことで,そのような少 しグローバルな形での貧困削減にも資するというような理解でおります。
- 続きまして、貸し付けた資金がどのような用途に利用されるのかを具体的に示し

てほしいということでございます。今回の事業のメーンのコンポーネントは4つございますけれども、1つがいわゆる森林保全活動で、これは植林を含む保全活動。2つ目が生計向上活動ということで、例えば住民組織等の活動支援や農民に対して研修をやったり、能力強化ということで、これは一部その研究といいましょうか、マーケティングのようなことも含みますが、それが2つ目。さらに3つ目が、森林局の実際に監視する能力を強化するということで、活動基盤整備といったところ。そこでいわゆる測量機器とか、そこは研修が入るのですが、そういったところにお金が使われます。さらに先ほど申し上げました技術支援のところで、コンサルティングサービスやNGOの関与を考えておりますので、NGO等に支払われる手当が円借款のお金が使われる対象となる予定でございます。

早口ですけれども、以上です。

- 小川座長 ただいまの説明者からの説明について、追加の質問、御意見がありました ら、お願いいたします。市村委員、お願いします。
- 市村委員 どうもありがとうございました。どうもイメージがまだよくわからないので、もう一度教えて下さい。この北部のウッタラーカンド州でいわゆる森林の保全といいますか、拡張を行っていくのに対して円借款を供与するのだと思いますが、先ほどの御説明の中で住民組織をお作りになるというのがありましたね。住民組織は森林管理組合のことをおっしゃっているのですか。
- 〇 説明者(松本) はい。
- 市村委員 住民はそこのメンバーになって、その管理組合に雇用されて働いていくと ことですね。そうすると、いわゆる森林そのものの土地の所有者は州政府ですか。森 林局ですか。
- 説明者(松本) 実際にプライベートな農民の所有の森林は、今、州では0.5%ございますけれども、残りは州の所有でございます。
- 市村委員 州のものですね。それを管理組合が植林をしたり、保全活動をしたりして、 木を伐採した後の処分で出た売り上げを森林組合と分けていこうというコンセプトで すね。これは今もそういうやり方をやっているのですか。今度の新しいものをこうや っていこうとしているのか。
- 説明者(松本) 今、実はインド全国で他州でも同じような取組をしておりまして、 別の言い方をしますと、共同森林管理という政府側と住民側が共同でそういった森林 保全をしていくという取組自体は、もう全国でやっています。
- 市村委員 ということは、それの延長線上で拡張のためにお金を出しましょうという 理解でよろしいですね。
- 〇 説明者(松本) はい。

- 市村委員 わかりました。
- 小川座長 高橋委員, お願いします。

高橋委員 ありがとうございました。2点あります。1点は、先ほど副林産物の商品化 を通して生計向上という話があったのですが、日本の国内を見ても実際にそういった 取組は結構あるのですが、いつも問題になるはマーケティングです。それが本当に適 切な形で、ちゃんと彼らの恒常的な収入の向上に結び付いていけるようにしていける かどうかということに関しては、そういうマーケティング的な調査はある程度必要か と思っています。それに関連して言うと、副林産物をどの程度経済価値があるかとい うのは、例えばこの前の名古屋であった生物多様性条約の会議のときに、生態系サー ビスの経済価値ということについてレポートが出ていましたけれども、そういったも のも活用しながら、改めて本当にどれだけの価値があるのかを見て、それから適正な 価格設定とかも含めて、やっていく必要があるのかなと思っています。そうでないと、 「森の民」とおっしゃっていましたが,彼らがその森を守るために費やしてきたそれ までの歴史的に取組とか投資とか、そういったものが基本的には外に出ていってしま うだけに終わってしまうので,そういう意味できちんと経済価値を見ていただきたい ということが1点です。それと近い話ですが、もう一点が、先ほどハーブに付加価値を つけてという話がありましたけれども、いわゆる知的所有権的という観点から見て、 その問題は今のところはありませんか。

- 〇 説明者(松本) ありがとうございます。マーケティング等, どのように付加価値を つけていくか。あるいはどのように商品化していくかということについては、実は先 方から上がってきた要請書の中ではそこが結構主に書かれているところでございまし て、先方も非常に悩んでいるというもので、そこについては必要な技術支援をなるべ くやりたいと思っておりますが,後者の御質問の方が結構深刻かと思っております。 これはインドでも薬用の木々でニームですね。これはたしかアメリカでしたか。大手 の化学企業が特許をとってしまったので、それを商品化して地元の人が出すのは禁じ られるということで、住民の反対運動が非常に起こったと聞いています。2005年に解 決したと聞いておりますが、そのような、いわゆる企業との特許との関係もございま して、今こちらの要請書にあるのは、なるべくその地元の郷土の知識とか経験を使っ たローカルな地元ならではの商品をつくっていくということで書かれております。そ こは具体的に知的所有権との関係はどうなのかというところについては、まだはっき り書かれておりませんが,それをうまくすり抜けるといいましょうか,こちらのブラ ンドとして商品価値を持てるようなことでやっていきたいというのが向こうの意気込 みでございますので,それを生かすような形で何かできないかということで調査をし ております。
- 小川座長 他はいかがでしょうか。松本委員、お願いします。
- 松本委員 先ほど市村委員もこの全体像がとおっしゃっていましたけれども、私も実 を言うとよくわからないのが、実はこれがFIだからよくわからないのです。つまり、

これはファイナンシャル・インターミディアドリーということは、どこかに円借を貸し、今のところは森林局なのかもしれませんが、ここがまた貸しをするというスキームということですね。そうすると、その借り手は少なくとも植林作業によって返すお金を作らなくてはいけないということになってしまうわけです。そこがどうしてもよくわからないところです。つまり、これが仮にカテゴリーCとかBであれば、少なくともプロジェクトで返さないでもいいと。州政府が州政府の予算で日本政府に円借款を返せばいいのですが、FIになってしまうと末端で借りた人は少なくとも、その植林事業で多少もうけて返さなければいけないということになるのですが、これは本当にこのスキームでいいのかがよくわからないのですが、いかがでしょうか。

- 説明者(松本) このF1のカテゴリーがこの事業では悩ましくて、他の植林事業でもそうですが、まず対象の地域が小さな村落体をカバーしますので、数で言うと少ないところは500くらいの村落で、多いところは3,000になります。そういった意味で事業を始めるときに、まだ対象事業の各場所と言いましょうか、具体的な箇所が特定できないということもあって、そういう意味では一応F1というようなことでやっているところがあって、他の出し方としては基本的には、その農民、住民に借款のお金を貸し付けているということではありませんで、これは植林を一緒にすれば、その手当は州から出ますと。実際に収入としては先ほど申し上げたように、材木を売った収入があるのですが、そのために農民がお金を借りて、それを返さなければいけないというスキームには今なっておりません。これは中央政府がそういった意味では借入人になりまして、こんなことを言うとあれですけれども、中央政府から州へのグラントということになっておりますので、そこで州の自助努力でそれを成功させていくという形になっております。
- 松本委員 確認ですけれども、中央政府に貸し、中央政府が州にまた貸しをし、州は 州の財政によってそれを返済するというスキームでFIということですか。
- 説明者(松本) そのような御理解になると思います。
- 小川座長 荒木委員, お願いします。
- 荒木委員 1980年代にJICAは、フィリピン北部のルソンのダムを守るために無償で植 林協力を実施していた。しかし、ある程度木が大きくなると、無法伐採というか、村 人の誰だかわからないけれども、みんなそれで伐採をして薪にしたりして、無秩序な 状態になったんです。植林事業は有償でかっちり返すというような縛りをかけないと、 どうしても勝手に伐採してしまう。その経験からすると、インドの有償でやって、ち ゃんと管理をして返済をするというやり方の方が意外と規律が守られるのではないか という気がする。

#### (4) ジンバブエ「ニャコンバブロックA灌漑計画」プロジェクト形成(無償)

○ 小川座長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、4 番目の「ジンバブエのニャコンバブロックA灌漑計画」、協力準備調査(無償)につい てです。説明者側から概要説明及び事前にいただいたコメントへの回答をお願いした いと思います。

- O 説明者(貴島) 担当しております国別第3課の貴島でございます。よろしくお願いい たします。案件概要でございます。対ジンバブエの無償案件。ジンバブエの国でござ いますが、1980年に独立して以来、ムガベ大統領の政権が続いております。特にその 後2000年以降は,ムガベ大統領が始めました土地改革,特に白人大農場主から農場を 国有化し、黒人に渡すという非常にドラスティックな土地改革のため、非常に大きな 政治及び経済の混乱が続いておりました。一方で2008年に選挙を行うことになりまし て、少し政権の安定化が見られるかと思ったのですが、その後、政治暴力的なことが 起こりました。ただし,その後2009年に一定の安定的な思考がムガベ大統領から見ら れるようになりまして、与野党の間で包括的な政府が発足し、民主的なプロセスも今、 進捗を見せております。また,その与野党間の政治合意に基づいて,その中で経済的 な施策,政治的な施策も順調に我々の関心のもとで着実に行われつつあります。また, 3月には新憲法に関する国民投票も透明性を保ったまま平和裏に実施されました。こう いった流れを受けまして,2000年以降,我々は人道支援を除く新規の一般無償等を見 合わせておりましたが、この2009年以降の流れ、特に3月の国民投票の結果等を踏ま え、日本のみならず欧米ドナーも含めてジンバブエの民主化プロセスを一層押してい くべしという考えに変わりまして、我が国の政府も援助方針については人道支援に資 する支援について実施するという方針を立てました。この数年の間に混乱を得た結果 として、一時期ジンバブエは南部アフリカの穀物庫と呼ばれるほどの一大農業国で、 食品製造業も発達していたのですが,それがもうWFPから食料支援をもらうくらいの 700万人が飢えそうな時代もありまして、食料安保に資するような支援等を実施する こととしました。そうやって準備をしてきまして、いわゆる援助方針を変えてからの 一般的な無償案件の第1号案件として本件の灌漑案件を出させていただこうというこ とで,今回ここで提案させていただいております。概要につきまして,JICAの方から 説明をさせていただければと思います。
- O 説明者(森谷) ありがとうございます。JICAアフリカ部の森谷と申します。よろしくお願いいたします。ただいま貴島課長から案件の大きい政治的背景等から御説明いただきましたけれども、私の方としましては、案件の背景、案件の詳細、委員の皆様方からいただきました御質問という形でお答えさせていただきたいと思います。
  - まず、冒頭は案件の背景です。まさに再開第1号の案件ということで探ってきている案件でございます。タイトルにニャコンバ「ブロックA」と書いてございますが、実は経済協力が一時停止になる前に、ブロックはA~Eの5ブロックがございまして、開発調査でやってきたものですが、そのうちのB、C、Dの3つのブロックが既に2000年より前に無償資金協力として実施されております。そして、今回はまさに再開第1号ということで、実は停止する前に基本設計調査でもう既にカバーして、一度調査を済ませております。そのうちの一部を今回改めて再開第1号ということで出させていただいている背景があります。農業に関しましても貴島課長から御説明がありましたけれども、アフリカの多くの国が60年代に宗主国から独立しているのに対して、ジンバブエは80年まで20年近く遅れているのですが、これは英国との関係での土地所有の問題と言われております。逆にいいますと、それだけ

ジンバブエの農業ポテンシャルは高いということになっておりまして, まさに「南 部アフリカの穀物庫」というような表現をよく使われております。一時は白人が 所有する農地では,実は欧州並みの小麦の生産量といったものも達成していた時 期があると言われております。他方で白人の所有地ということですが、かつては 「大規模商業的農地」と呼ばれておりまして、主に農業に非常に適した土地を中 心に開発されていたということです。他方で今回このニャコンバもそうですけれ ども,逆に黒人の共同利用地,「コミューナルランド」と呼ばれて区分されている 土地がございまして、ここが非常に好対照になっております。大体比率としては 2000年より前には,規模の商業的農地とコミューナルランドと言われる黒人の共 同地がそれぞれ40%ずつくらいの国土に占める比率になっていたのですが、特に そのコミューナルランドに関しましては国土の4割は占めているものの、そのうち の農業適地と呼ばれているものはそのうち10%と呼ばれていまして、逆に言うと、 南部を中心とする乾燥地とか水源から離れた土地、ニャコンバがそうですが、少 し山間の土地、こういった農業には非常に厳しいところの辺境の土地を中心に黒 人の共同地が偏在しているという構図になっています。すなわち,この案件の目 的というか,ターゲットに置いた根本は,ジンバブエの農業ポテンシャルと対照 的に、コミューナルランドというところに焦点を当てて、ニャコンバの灌漑計画 をつくってきたという背景がございます。これが一番大きいところです。

引き続きまして,詳細ですけれども,このコミューナルランドの開発を優先的に てこ入れしたいというジンバブエの政策に従いまして、90年代から開発調査を進 めてまいりました。ここの目的は委員の御質問にも多少関連するのですが、コミ ューナルランドの食料供給の増加に焦点を当てております。作物については後ほ ど触れたいと思います。大きい狙いとしては、天水により年1回しか栽培できない 土地に灌漑施設を入れることによって2回の耕作、すなわち二毛作にしていきまし ょうということが大きい趣旨でございます。次に少しイメージを持っていただく ために、プロジェクトサイトの確認をさせていただきます。案件概要書を1枚めく っていだきまして、地図がございます。若干見づらい地図で申しわけないですけ れども、ちょうどハラレ市という首都がございまして、その南東に大きくマニカ ランド州と書いてありますが、その上にアルファベットでムタレという町があり ます。このハラレ、ムタレの幹線道路はこの後、モザンビークに抜けていく幹線 道路沿いでございます。ここまで300kmありますが, さらに「ムタレ」から北に 上がりまして,ちょうど国境の黒い点線がありますが,それをさかのぼっていき ますと途中から川と合流していまして、プロジェクトサイトのニャコンバ地区が 拡大図になっているのですが、矢印のポイントの先の部分がまさに大きい1群の中 で,ちょうどムタレから170km北に上がったところにございます。ちょうど国境 のところがモザンビークとの国境になっている川がありまして, ちょうど170km さかのぼったところの地点です。川は南から北に水系としては流れておりますが、 直線の範囲内で約7kmの範囲内、実際には川が屈曲しておりますので、大体14~ 15kmくらいの川沿いの区間に5カ所の灌漑地を計画したということになります。 実はそのA、B、C、D、Eというように、ちょうど川の上流から下流にかけて順番 に銘打っているのですが、既にBブロックは128ha、Cブロックが140ha、Dブロッ クについては203haの開発が既に無償資金協力で終えられております。今回の案件 はそのうちのAブロックの115haの部分の整理ということになっております。ちょ

うどこのA、B、C、Dまで全て完了しますと、合計で586haの灌漑が完成することになります。このA、B、C、Dの今までやってきた順番ですが、いろいろと条件はあるのですが、土地の起伏状態でありますとか土壌の状態、農業適地かどうか、アクセスなどを考えまして、順番に最初にCブロックに着手しまして、C、B、Eという順番で今まで実施されております。案件のコンポーネントでございますけれども、これは基本的には設計はみんな同じになっておりまして、ちょうど川の近辺にポンプステーションを設けまして、今回のAブロックの話ですと、そのポンプステーションから約700mほど陸地に鋳鉄管で水を引きまして、高低差40mのところまで水を上げます。そこに貯水槽があり、そこから塩ビ管で各エリアに重力式で水を運び、そこからさらに細かい配水管を毛細血管のように土地の中に落とすような水路を設けまして、灌漑をするという計画でございます。実は先ほども申し上げましたけれども、今回のAブロックは、既に完工しているDブロックの基本設計を行った際に同時に基本設計調査を終えている案件でございます。その後、貴島課長からも混乱の時期というのがありましたけれども、再開第1号ということで、まずここから選定した経緯がございます。

- 最後に二毛作の件を少し詳細に触れますと、現在灌漑されているC, B, Dブロックですけれども、11月~3月にかけては夏で雨季ですが、トウモロコシ、綿花、パプリカといったもの。こういったものが元から雨季の作物でしたが、灌漑施設が入った後に4月~10月の乾季にかけては現在は小麦、豆類といった主要作物が生産されるようになったということで、最近、ジンバブエの農業省からも御報告を受けております。したがいまして、生産作物として、トウモロコシとか小麦の食料の作物といったものが中心になっておりまして、年間を通じて穀物類の生産が可能になったと言えるかと思います。
- 引き続きまして、委員の皆様からいただいた御質問の方をお答えさせていただき ます。まず、最初に市村委員からいただきました1つ目の御質問で、灌漑が必要と される規模に対して、これまで無償で実施した面積が非常に小さいのではないか と、これはどういう位置づけですかという御質問です。これは冒頭から申し上げ ましたように、 コミューナルランドに焦点を当てたというのが1つのポイントでご ざいます。コミューナルランドで考えますと、実は今コミューナルランドの灌漑 開発されている共有地が3万5,000haと言われていまして,その中には自家栽培的 にちょっと水をやりながらやっているような面積も入りますので、実際に組織的 に設備を伴って行われている灌漑面積は1万5,000haと言われています。そうしま すと、これを母数にしますと、今回のブロックAについては既に灌漑されている面 積の0.8%程度の規模感、既に行われましたブロックB、C、Dを合わせますと3.9% くらいの規模感になります。ちなみに今ジンバブエ政府は灌漑の長期マスタープ ランをつくっておりまして、そのうち短期計画5年間での計画はコミューナルラン ド内では5,000haくらいを広げたいということになっていますので, それを母数に しますとブロックAの今回の対象は2.3%でございます。恐らくジンバブエ農業と 申しますと、たばこ産業が有名ですけれども、非常に大規模な農地がイメージさ れるのですが、この案件の位置づけという意味では、こういうことになっており ます。引き続きまして、無償で整備したニャコンバ地区の他のブロックの評価、 教訓を御質問いただいております。最初に少し言いわけになってしまって申しわ けないのですけれども、2000年以降の政情不安とか混乱がございまして、実際に

事後現況評価をやるタイミングではなかなか現地に入れなかったという事情があ りまして、その点は御理解をいただければと思います。ただ、何度か触れました ように、灌漑設備自体は年1回の耕作から年2回ということが実現できているとい うことで1つ大きなポイントなのかなと思います。作物については先ほど触れたと おりです。他方で、1点気になる点がまだございまして、実は2000年12月に大規 模なサイクロン「エリーヌ」という被害がございまして、このときに、設置され ているポンプも多少被害を受けたという報告を受けております。今はもちろん現 状はB,C,Dのブロックは灌漑自体はもちろんポンプステーションも動いており まして,稼働はしています。1つのポンプステーションの中には複数のポンプを回 しながらやっているので、若干その辺は一部のポンプの生産力というか、揚水力 が落ちているとか、そういうことが十分考えられますので、過去の案件という意 味では、この点は今後よく調べていく必要があるかと思います。あとは土地の整 備状況も土地の利用の仕方で灌漑が本来できるのだけれども,隅々まできちんと 計画的に面積を広げられていないとか、あるいはもちろん農民組合の現状という ことは若干気になるところでございますので、この辺は今度確認をしていきたい と思っています。

- 高橋委員からいただきました、灌漑を利用するための水理組合はどのように組織 される計画かということ。それから、資金不足に悩む多くの農民のアクセス権は どのように確保されるかということです。こちらにつきましては、基本的には先 方政府の灌漑局、農業普及局、水管理局といったところが農民の組織化の支援は やっております。ニャコンバ地区の近辺にニャモロバ地区という既に灌漑が行わ れている地区がございまして、こちらの水理組合等は既に組織化されて運営され ているのが基本設計調査時にも既に確認されておりまして、先方政府のそういっ た力を使いながら、今回の対象地域でも適用していこうという考え方になってお ります。現在のブロックB、C、Dについても既に行われているところですけれど も、具体的な利用料金の設定規定を含めて、一応ルールはできて、組織はされて いると聞いております。ただ、実態的にどれくらい本当に機能しているかという ところが今後の話になろうかと思います。そうは言っても,今後ソフトコンポー ネント等もありますので、今後の協力準備調査を通じて、その辺はどの程度のソ フトコンポーネントによる組織化支援が必要なのかを検討していきたいと思って おります。引き続きまして、灌漑システムの中での用水路の漏水と塩害について、 御質問をいただいております。現状、既存ブロックB、C、Dに関しましては、大 きい漏水とか塩類集積の問題は報告されてはおりません。恐らくこれは年間の降 水量が、案件計画の方は年間400mmと先方政府からは言われているのですが、実 際は900mm程度の降雨量のある場所であるということ。過度の肥料利用は現在の 営農水準で余り想定されていないので、そういうこともあり、今のところ塩害と いうことは出てきていないかと思います。ただし、その辺も用水路漏水を最大限 防ぐシステムを含めて、今回の調査の中で適切な水管理システムであるとか、塩 害のリスクといったところも調べたいと思っております。
- 松本委員からいただきました、概要表にありましたところの問題として、高額な維持管理費用ということと売れる作物、食料供給という話ですが、こちらにつきましては先ほど作物の御紹介をしましたけれども、冬季に小麦、豆といったもの。 夏季にトウモロコシ、パプリカ、綿花といった形で、ちょうど主要作物と換金作

物が並存するような形でやっておりまして、恐らく主要穀物オンリーだとなかなか収入は難しいのですが、そこを組み合わすことによって、ある程度の換金作物としての収入は得ながら、食料安定供給というところはしっかり押さえたい。そういう考え方になっています。他方では、マイクロクレジット等の話は非常に重要な御指摘だと思います。この辺は現在、このセクターにはFAO、EU、USIDといったところが農業セクターへの援助機関として入っております。特にマイクロクレジット等はUSID等もやっているようなことを聞いておりますので、そういったところでの補完とか協調はどういうことができるのか、調査を通じて一つ検討してまいりたいと思います。

■ 最後に横尾委員からいただきました、教訓の中にある実施機関や農民組織のキャ パシティ強化をどのように図るかという御質問ですが、実はこれは教訓とさせて いただいたのはモザンビークの「ショクウェイ灌漑計画」です。問題の本質は若 干違いまして、最後は農民組合とその資金維持管理経費の問題になるのですが、 頭首工の部分を日本が建設し、実際の末端まで配水するところは他のドナーと協 調してやるという話になっているのですが,若干他ドナーの整備する配水路部分 が遅れておりまして、十分な水がまだ農民のところに届かない地区が残っていま す。そういうことがあって、農民が組織化、施設使用に対して受益者負担という お金を払うというところがなかなか賛同を得られないという部分があって、そう いう意味で農民の組織化による施設の維持管理の機能が十分に反映されていない ということになっております。若干違うのですが、その点はちゃんと水が来ると いうのがすごく大切な話ですので、この点は教訓として踏まえつつ、先ほど申し 上げましたようにソフトコンポーネントの活用でありますとか、あるいは灌漑に つきまして,本邦での研修も多数のコースを実施しておりますので,そういった ものを組み合わせて実施していきたいと思っております。過去の実績という御質 問につきましては、既に触れさせていただいたと思いますので、省略させていた だきます。

長くなりましたが,以上です。ありがとうございました。

- 小川座長 どうもありがとうございます。それでは、ただいまの説明者からの説明に ついて、追加の御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。荒木委員、お願 いします。
- 荒木委員 アフリカに対しては日本政府として、コメのCARDと通称言われているシステムを動かしているんですか。それとこれとの関連はあるのでしょうか。
- O 説明者(貴島) 政府といたしましては、CARDについては目標を設定いたしまして、今、中盤くらいですが、引き続き実施していくつもりです。一方で灌漑技術につきましては、日本の技術力に対して、コメを作っていないアフリカ諸国からも高い期待が示されております。したがいまして、日本の技術が生かせるところで農業支援が特に必要とされている国につきましては、この技術が生かせる部分はやっていきたいと思っております。もちろん予算の制限はございますが、農業については今度のTICAD Vでもアフリカ側が特に求めている分野であり、特に貧困層、人口の90%近くが農民というのがほとんどの国でございますので、そういった意味でコメだけに限ることなく、

日本の技術が生かせるところという形でどうやっていくかを考えていきたい。その中で灌漑も一つと位置づけたいと思っております。

- 小川座長 松本委員, お願いします。
- 松本委員 ありがとうございます。やはり私は高額な維持管理費用が障害の一つになっているという点で、本当にこの問題をこのプロジェクトでクリアできるかというのは、しっかりとチェックをしていただきたいと思います。それはB~Dまでの灌漑の運用がどうなっていくのかというのをしっかりと事前に把握していくことが大事だということだと思います。その際に追加で確認をしてほしいことは、類似の案件のところで、ちょっと違うとおっしゃいましたけれども、末端まで水が届いていないという問題自体は幾つかのこれまでの円借款事業の中でも指摘はされてきたのではないかと思っています。例えば論争のあるところがありますが、フィリピンのボホールの灌漑とかもそういう議論がなされてきました。その際にJICAや外務省の側から指摘をされていたのは盗水ですね。農民が勝手に水路を引っ張ってきてしまって、水を取っているということが一つの原因として挙げられているということを考えれば、このB~Dの中でそういう灌漑の費用を負担するのはお金がかかると。一方、水は欲しいという人たちがそういうような形で何か不正に水をとっていないかとか、そういうことも含めて、そのB~Dの運用のあり方をモニターされるのは重要なのではないかと思いました。
- 説明者(森谷) 御指摘をありがとうございました。その辺も調査を通じて、しっかり見たいと思います。おっしゃるとおり、水ですけれども、実は生活雑水でもかなり使えるというのがありまして、この辺は農業用に一定の料金を払いつつ、生活雑水等にもかなり使われてしまうというのが現実問題あるのかなと思いますので、盗水の問題も含めて、総合的に見るような視点を持ちたいと思います。
- 小川座長 高橋委員, お願いします。
- 高橋委員 ありがとうございました。私はこの地域のことを詳しく知らないので何とも言えないのですが、一番気になるのは生態系との整合性ということです。灌漑をつくって、水を引いて、二毛作にしていく。山間の地域で乾燥しているということで、どこまで持続的な形でやり続けられるかというところが若干心配です。先ほど換金作物のことはバランスをとってというお話があったと思いますが、恐らくマイクロファイナンスも入ってきたとすると、例えば化学肥料をもっと使うようになってくると、かなり土壌とかに対して影響を与えていき、かつ乾燥地域だとするならば、地割れとか、さまざまな生態系に対する影響は長期的には出てくるのではないかと思っています。つまり伝統的にこの地域で灌漑的なことをやっていかなったとすると、新たな導入がどういう影響をもたらすのかということも含めて、もう少し中長的な観点から調べていただくようなことも合わせてやっていただけるとありがたいかなと思いました。地域に詳しくないので、もし的外れだったら申しわけありません。
- O 説明者(森谷) 視点としてはおっしゃるとおりで、他方で周辺地域の隣接地域で既に灌漑設備が30年かけて定着した場所がございますので、調査をかける際には対象の

ニャコンバだけではなくて、必ずそういうところに立ち寄って、そういった観点から も確認をとるようにしたいと思います。

- 小川座長 市村委員, お願いします。
- 市村委員 おっしゃるとおりでよくわかるのですが、過去に既にもう3件やったわけですから、そこの評価、教訓はきちんと報告すれば、今度の案件に対しての整合性は説明できると思います。それを10年余りも入れなかったということであれば、今なら入れるわけでしょう。そうしたら、きちんとした報告を出した方がいいのではないかと思います。ただ、お話を聞いていると、過去に実施した3件と今回を合わせても586haですね。これは我々の感覚からすると非常に小さいです。今は工業団地ですら1,500haとか、タイ等は3,000haくらいの規模で開発しているわけですから、農地としては余りにも小さい。これをやる必然性が人道支援の問題だということであれば、やむを得ないと思いますけれども、例えば今回Aブロックでやる115haでどれだけの人が働いて、どれだけの生産性があるのかというのは、どういうふうにお考えになっていますか。余りにも小さいような気がするんです。これは115 haというとゴルフ場1つ程度ですからね。
- 説明者(森谷) 大体ここの農家の規模が1農家当たり1haという非常に小規模で、100世帯で1世帯当たり10人未満の数が働くということになりますので、人数とかを具体的に言いますと非常にインパクトの小さい形にはなろうかと思いますけれども、中断の前までに各ブロックについては調査もこれで終えていて、本来であれば恐らく検討の俎上にのっていた話だと思いますが、そこで中断になっているということもございますので、まずは今までやってきたものをしっかりやり遂げるというのが1つの視点としてあります。あとは余り触れませんでしたけれども、今後は対ジンバブエの協力として本質的に考えなくてはいけないのは、白人から接収した土地が今後どうなっていくのか。ここが実は大きいポテンシャルとしてありますし、恐らく商業的なインパクトも非常に大きい部分があると思います。ですから、この案件は先ほどから繰り返しに申し上げましたように、コミューナルランドに焦点を当てた今までのコンセプトでやってきている継続ということになりますので、それと別にまさにインパクトを狙うところでは、恐らくもっと大きな商業的支援がどのようになっているかなど、我々も調査をしていかなくてはいけないと考えております。

### 3 事務局からの連絡

- 小川座長 よろしいでしょうか。以上でプロジェクト型の新規採択調査案件4件が終わりました。事務局の方から何か連絡事項はありますでしょうか。
- 事務局(本清) 今日も委員の皆様におかれましては、有益な御議論をいただきまして、ありがとうございました。今回1週間早めた開催に、委員の皆様に予定をやり繰り して御出席いただいて、本当にありがとうございました。次回の会合は、申し合わせ のとおり6月25日火曜日を考えているので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 小川座長 以上をもちまして、第9回「開発協力適正会議」を終了したいと思います。 今日はどうもありがとうございました。

午後4時52分開会